

京都市告示第 434 号

生活保護法第55条の規定において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成20年3月27日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
松岡 吉世	まつおか鍼灸接骨院	上京区紙屋川町1038番地の27 サンライズ北野1F	平成20年2月18日
田籠 誠一	タゴモリ鍼灸院	東山区南西海子町441番地の2	平成20年2月13日
吉田 茂範	吉田整骨院	下京区花屋町通櫛笥西入薬園町165番地	平成20年2月5日
吉田 久光	治療院ヨシダ	南区八条内田町8番地の4	平成20年2月25日
吉村 めぐみ	げんき整骨院	右京区西京極郡町5番地	平成20年2月4日
三浦 晃司	アルクときわの鍼灸整骨院	右京区太秦京ノ道町11番地の2 プラムタウンイマイ1F	平成20年1月17日
田邊 博士	たなべ鍼灸整骨院	西京区川島有栖川町145番地の2	平成20年2月6日
松村 健二	松村 健二	西京区檜原田中町6番地の20 山和荘1F3号	平成20年2月22日
福岡 晃子	かいがわ桃山整骨院	伏見区京町3番地の200 メゾンブランシュ200T 101	平成20年1月4日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)